

### 貨物概要

合成繊維の織物をリング状にし、卑金属製のリング状の取付金具を取り付けた物品で、手持電動工具等に取り付け、携帯用、つり下げ用の「手ひも」として使用されるもの

### 分類

関税率表第 6307.90 号 - 2 (統計番号 6307.90-029)  
のその他の紡織用繊維製品



### 分類理由

合成繊維の帯状の織物と、卑金属製のリングとが結合されたもので、関税率表の解釈に関する通則 3 の規定が適用されます。

卑金属製部分は、工具等の取付けを行うための部分にすぎず、工具等の携帯、つり下げをするための織物部分(手ひも)が重要な特性を与えていると認められますので、上記のとおり分類されます。

### 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)